



1. 特集：信金中金の海外ビジネス相談対応状況について

信金中金海外業務推進部（以下「当部」という。）は、信用金庫取引先企業からの海外ビジネス相談について、専門知識のある職員が対応し、信用金庫を通じて各種情報提供、アドバイスのほか信金中金の海外拠点や専門家の紹介等を行っています。

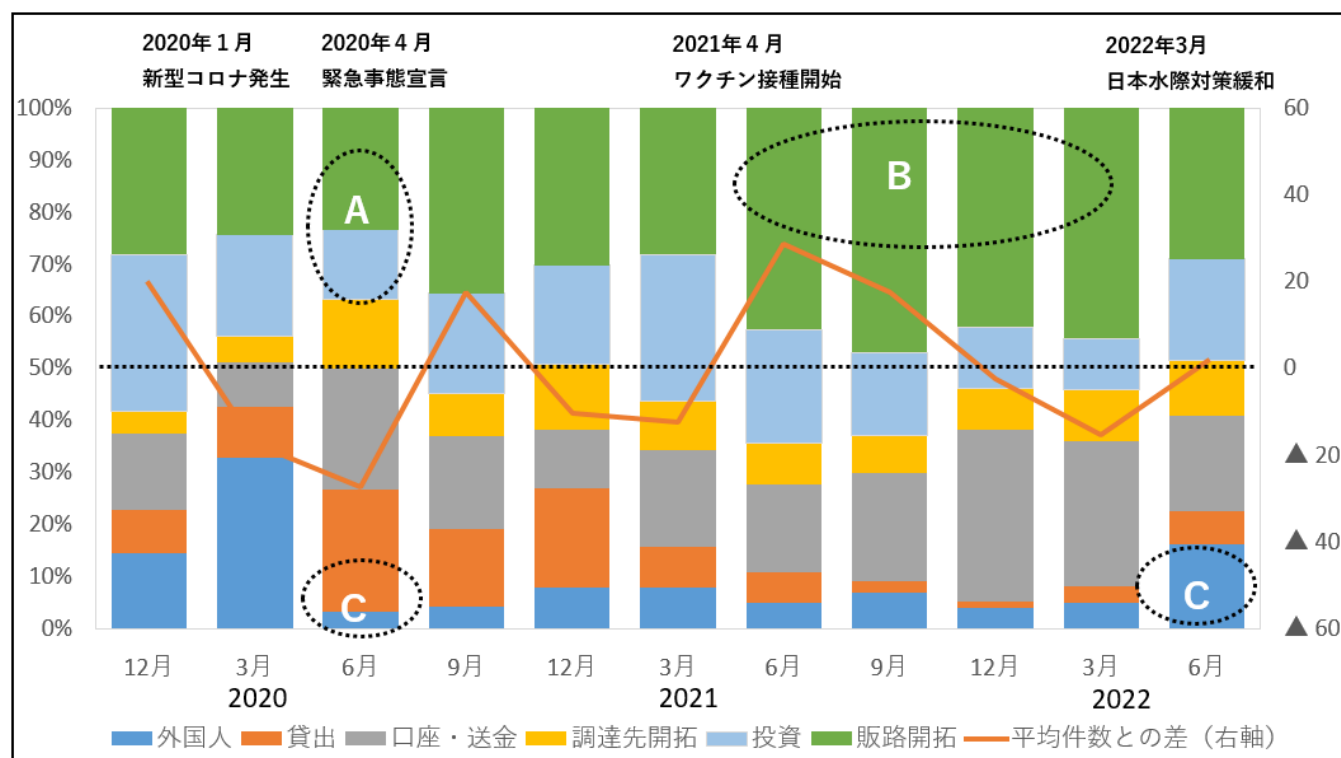
当部には、アジアを中心とした世界各国・地域の様々な内容の海外ビジネス相談が寄せられますが、2020年1月に発生した新型コロナウイルス感染症が日本をはじめ世界中に蔓延していく中、その相談内容にも特色がありました。

本稿では、海外ビジネス相談の内容について、新型コロナウイルス感染症拡大後における相談内容の分析を行うとともに、現在の動向についても説明いたします。

(1) 海外ビジネス相談について

当部に寄せられる海外ビジネス相談は、6つの内容に大きく分けることができます。図表1は、2019年の10-12月期から、2022年4-6月期までの各四半期における相談内容の動向を表したものです。折れ線グラフは、この期間の平均相談件数との比較値で、棒グラフは四半期毎の相談内容の割合を表しています。

【図表1】海外ビジネス相談について内容の動向



(出所) 当部資料より作成

相談の内容は、大きく分けると次の6つです。

- ① 販路開拓：信用金庫取引先企業の製品・商品について、海外各国・地域での販売促進に関する相談（バイヤー紹介、企業間マッチング）
- ② 投資：海外への新規進出、既存の海外現地子会社の増資に関わる相談
- ③ 調達先開拓：既存の輸入商品・部品等製品の調達先多角化
- ④ 口座・送金：国内外の金融機関における海外取引用の口座に関する相談、外国送金・その他貿易金融取引に関わる相談
- ⑤ 貸出：海外現地子会社の資金調達に関する相談
- ⑥ 外国人：外国人の国内事業への活用に関する相談

（2）新型コロナウイルス感染症拡大の海外ビジネス相談への影響について

2020年1月に確認された新型コロナウイルス感染症は、その後爆発的に世界中に拡大しました。

この後、約2年半の間、海外ビジネス相談は件数が減少した時期もありますが、概ね一定の件数が寄せられてきました。しかし、相談内容には変化があり、時期によって特徴があります。以下に特徴的な事項を示しました。

イ. 2020年4月 緊急事態宣言発令（図表1、A）

新型コロナウイルス感染症拡大により国内事業に注力し、海外案件を中止・一旦停止する企業が増加しました。これにより、海外販路・投資に関する件数が減少する一方、入国制限等がとられたことから外国人技能実習生の日本への入国に関する相談等、外国人に関する件数が大きく増加しました。

ロ. 2021年4月 ワクチン接種開始（図表1、B）

ワクチン接種が進み、海外市場における需要の高まりと国内市場の回復期待薄から海外販路開拓に関する相談が増加しました。販路開拓の相談内容も特定の国へのものではなく、「期待できる海外販売市場」に関する相談が増加しました。

ハ. 2022年3月 入国規制緩和（図表1、C）

外国人技能実習生を中心とする外国人に関する相談は、日本が水際対策を強化したこと等が影響し、急激に減少しました。しかし、入国制限が徐々に緩和されるにつれて、再度相談が増加してきています。2022年3月には、新規外国人の入国が再開されるとともに、本中金では、PERSOL Global Workforce 株式会社と業務提携を行い、こうした企業の外国人活用ニーズに一層注力して対応しています。

（3）販路開拓に関するビジネス相談について

信用金庫取引先による販路開拓に関する相談は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時減少傾向も見られましたが、継続的に相談は寄せられています。しかし、販売開拓の予定国・地域について、国内市場の需要が低下したことから、「商品・製品を買ってくれる顧客層がいる国・地域」が増加したことから、「国未定」の比率が従前よりも上昇しています。

当部では、具体的に対象国が決まっている企業だけでなく、漠然と海外展開を考えている企業に対しても、国内バイヤーの紹介や、海外拠点との連携によりターゲット国の選定から、実際の販路開拓手法までアドバイスを行っています。

【図表 2】販路開拓予定国の推移

2019		2020		2021		2022（4 - 6月）	
中国	13%	欧州	12%	中国	17%	中国	26%
タイ	11%	台湾	12%	米国	10%	米国	19%
ASEAN	11%	中国	12%	香港	10%	シンガポール	11%
米国	11%	ASEAN	6%	シンガポール	8%	香港	7%
香港	7%	米国	6%	ベトナム	6%	台湾	4%
国未定	18%	国未定	35%	国未定	28%	国未定	26%

（4）投資に関するビジネス相談について

海外進出をはじめとする海外向け投資の相談は、既述の通り減少した時期もありましたが、コロナ禍後も、比較的安定的に寄せられてきています。

投資対象国・地域別では、中国・ベトナムに関する相談が安定的に推移しています。

特徴として、中国については合弁形態にて現地法人を設立し、合弁相手との協力の下、中国国内市場開拓したいという事業内容、ベトナムは、ホーチミン近郊に独資で製造現地法人を設立しベトナム内外の市場を開拓したいという事業内容が大半です。

信金中金では、香港、上海、バンコクの各駐在員事務所、ベトナムおよびインドネシアの提携銀行出向者、100%出資子会社である信金シンガポール(株)と連携しながら、投資に関する海外ビジネス相談に対応しています。

各国・地域間の渡航が制限されている時期は、「将来の渡航が可能になった時に備え、リモートにて日本でも出来ることを進めたい」という相談が多く、信金中金では海外拠点とを結んだ形での面談なども多く実施しました。

また、海外現地法人を設立後、現地法人が資金調達を行う際には、信金中金、海外拠点、信用金庫が連携して支援しています。本年8月、信金シンガポール(株)がベトナム現地法人に対し、シンガポール国外向けでは初となるクロスボーダー融資を実行するなど、信金中金グループでは、現地法人の資金調達ニーズに積極的に対応しています。

【図表 3】投資予定国の推移

2019		2020		2021		2022(4月 - 6月)	
ベトナム	28%	ベトナム	31%	中国	29%	ベトナム	30%
中国	13%	タイ	26%	ベトナム	14%	中国	17%
フィリピン	11%	中国	14%	タイ	14%	インドネシア	13%
タイ	11%	フィリピン	7%	フィリピン	10%	米国	9%
ミャンマー	8%	インド	7%	インドネシア	6%	フィリピン	9%
インドネシア	8%	インドネシア	5%	シンガポール	6%	タイ	9%

(5) 今後の見通し

日本において、10月から、1日あたりの入国者数の上限撤廃、個人旅行やビザなし渡航が解禁される見込みです。これに伴い、今後は外国人の活用のほか、インバウンドに関連した相談が増えてくると考えられます。信金中金はインバウンドについても、個別ニーズに対応したアドバイスを行っています。

信金中金では、海外ビジネスに関連した相談を幅広く受け付けています。ご相談事項がありましたら、お近くの信用金庫までお問い合わせください。

2. 最近寄せられた相談事例

Q

取引先よりモンゴルに商社を設立したいと相談されました。同国で外資100%にて設立可能かどうか教えてください。

A

1. モンゴル法による外資企業に対する出資規制

- ・ モンゴルでは外国資本が 25%以上の出資をする企業を外資企業と定義
- ・ 外国資本の最低投資額は、外国資本家毎に 10 万米ドル以上
(例：日本法人と当該法人の代表取締役 1 名が投資する場合は 2 先とカウントされ、各 10 万米ドル以上、計 20 万米ドル以上の出資金が必要) と規定
- ・ 国内で行う事業によって関係政府機関からの認可を取得する必要がある
- ・ 商社の設立は外国資本 100%で可能ですが、当該商社が政府指定の一部貨物をモンゴルに輸入する場合は輸入許可を関係機関から取得することが必要

2. 企業設立手続き

モンゴルにおける企業設立手続きは、次の通り

- ① 設立企業名の登録（既登録の企業名は不可、登録完了後に銀行口座開設の許可書発行）
- ② 銀行口座開設と企業登録費用支払い（モンゴル国内の商業銀行で口座開設可能）
- ③ 企業登録申請と登記確認の取得（申請時に法定出資額の証明書提出が必要）
- ④ 印章用の個別番号の付与（印章に当該番号を入れることが法により規定されている）
- ⑤ 所管税務局での登録（登記住所の管轄税務局にて行う）
- ⑥ 社会保険コードの申請
- ⑦ 政府指定メーカーによる印章作成
- ⑧ VAT（付加価値税）登録
(売上が 5 千万 MNT（現地通貨トゥグルグ）を超える場合は必須)

(出所) モンゴル国家開発省 (YOUR GUIDE TO INVEST IN MONGOLIA 2020)

<http://nda.gov.mn/backend/files/Bn1kEhetVRS5btx.pdf>

3. 留意点

企業設立手続き（2の①～⑧まで）は、世界銀行グループが作成した Doing Business 2020 によれば 12 営業日が目安になっていますが、実際には書類不備や追加書類提出のために時間がかかることがほとんどです。手続きを進めるにあたっては、申請書類作成、現地銀行での口座開設など、モンゴル語が必要となる場面が多いため、日本企業の現地法人設立支援を行った経験のある専門家へ依頼することが推奨されます。

上述の内容についてご不明な点があれば、最寄りの信用金庫にご相談ください。

(参考) Doing Business 2020(Mongolia)

<https://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/country/m/mongolia/MNG.pdf>

Q 取引先がベトナムにある100%出資の現地子会社向けに親子ローンを実行します。ベトナム現地で長期資金の借入れを行う場合は、中央銀行の許可取得が必要だと聞きました。概要、手続きおよび留意点を教えてください。

A **1. ベトナム向け親子ローンについて**

ベトナムにおける外資企業が外貨を借入れる場合、借入枠があります。借入枠は、IRC（投資登録証明書）上の総投資額から ERC（企業登録証明書）上の資本金および国内借入額を除いた額です。

2. ベトナム中銀への登録について

ベトナムで外資企業が外貨を借入れる場合、1年超の中長期借入金については、ベトナム中央銀行（SBV）に登録をする必要があります。注意点は次の通りです。

- ・ 中長期借入金の貸出側、借入側双方の署名が完了した日付から 30 日以内に、SBV のオンライン申請フォームか当該外資企業管轄の SBV 支店に対して書面にて申請
- ・ 提出書類は次の通り
 - ① 申請書（オンラインまたは書式でベトナム語にて入力・記載）
 - ② 外資企業の IRC、ERC ほか実態確認書面一式
 - ③ 借入目的の証明書類（コピーの場合は借主が原本である旨を証明）
 - ④ 金銭消費貸借契約証書（Loan Agreement）
 - ⑤ ④に別途保証約定書や準ずるものがある場合はコピー（借主が原本である旨を証明）

3. 留意点

2016 年施行の通達（Circular 24/VBHN-NHNN）によれば、④については契約書自体をベトナム語とすることは求められていません。しかし申請後の担当者によっては、ベトナム語での契約書が必要となることがあるため注意が必要です。

1年以内の短期借入金は、貸出先との合意に基づき期限延長をすることが可能です。その場合、当該短期借入金は中長期借入とみなされるため、上述の手続きを行う必要があります。

なお、ベトナムでは、短期・中長期を問わず全ての対外借入金について、四半期毎の状況を4月、7月、10月、1月の各5日までに報告書を提出する義務があります。

登録手続きにおいて、SBV が法令違反として認めた行為があった場合、借主に対する行政罰が規定されています。

本内容についてご不明な点があれば、最寄りの信用金庫にご相談ください。

<編集・発行>
信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。